

延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（以下「要綱」という。）第 14 条の規定により、次の指名停止について公表します。

1. 指名停止する有資格者

株式会社 奥野自動車整備工場

延岡市平原町 5 丁目 1490 番地 3

2. 指名停止措置の期間

2 箇月（令和 7 年 3 月 18 日（火曜日）～令和 7 年 5 月 17 日（土曜日））

3. 指名停止措置の理由

当該有資格者は、管財課発注の業務について契約したにもかかわらず、正当な理由なく令和 7 年 2 月 26 日付けで契約解除を申し出たことによる措置

4. 要綱の該当条項

当該行為は、要綱別表第 2 第 13 項に規定する「有資格者の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、本市契約の相手方として不適当であると認められるとき」に該当